

「その能力に応じて、ひとしく  
教育を受ける権利を有する」  
(日本国憲法 第26条)

「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、  
経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」  
(教育基本法 第4条)

市が実施する妥当性